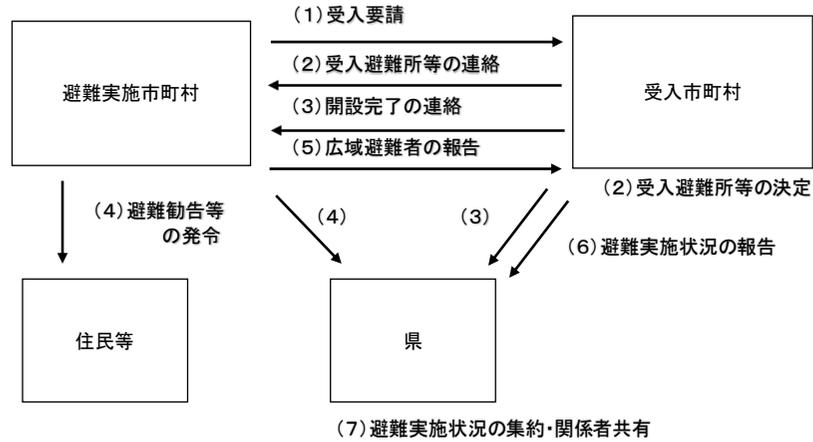


阿蘇火山広域避難行動計画 新旧対照表（令和5年1月）

旧	新	頁
<p><b>第2編 広域避難の実施</b></p> <p>第2章 広域避難の実施手順</p> <p>1 広域避難実施の要否判断</p> <p>避難勧告、避難指示（緊急）を発令する場合、その避難対象エリア内の住民基本台帳人口をもとに避難対象者数を推計し、原則として、自市町村内の避難所等への避難（以下、「自市町村内避難」という。）、火口周辺市町村（阿蘇市、高森町、南阿蘇村）への避難（以下、「火口周辺市町村避難」という。）、外輪山周辺市町村への避難（以下、「外輪山周辺市町村避難」という。）の順に避難先の検討を行う。</p> <p>避難対象者数の推計、受け入れ先の検討については、第3章に詳細を定める。</p> <p>2 避難実施手順</p> <p>（3）避難所開設、一時集結地開設完了の連絡（受入市町村）</p> <p>受入市町村は、避難実施市町村に避難所開設完了の連絡を行う。</p> <p>また、併せて県に避難所の開設完了を報告する。</p> <p>（4）避難勧告等の発令・避難開始（避難実施市町村）</p> <p>避難実施市町村は、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するとともに、広域避難開始を受入市町村及び県に連絡する。</p>	<p><b>第2編 広域避難の実施</b></p> <p>第2章 広域避難の実施手順</p> <p>1 広域避難実施の要否判断</p> <p><b>避難実施市町村が避難指示</b>を発令する場合、その避難対象エリア内の住民基本台帳人口をもとに避難対象者数を推計し、原則として、自市町村内の避難所等への避難（以下、「自市町村内避難」という。）、火口周辺市町村（阿蘇市、高森町、南阿蘇村）への避難（以下、「火口周辺市町村避難」という。）、外輪山周辺市町村への避難（以下、「外輪山周辺市町村避難」という。）の順に避難先の検討を行う。</p> <p><b>ただし、噴火の規模や日常の生活圏等を考慮し、火口周辺市町村への避難ではなく、外輪山周辺市町村へ直接避難を行う場合もある。</b></p> <p>避難対象者数の推計、受け入れ先の検討については、第3章に詳細を定める。</p> <p>2 避難実施手順</p> <p>（3）避難所開設、一時集結地開設完了の連絡（受入市町村）</p> <p>受入市町村は、<b>避難所の開設及び避難所受入れの準備が完了したときは、避難実施市町村にその旨</b>の連絡を行う。</p> <p><b>なお、受入市町村に一時集結地を開設する場合、一時集結地の開設が完了したときは、避難実施市町村にその旨の連絡を行う。</b></p> <p>また、<b>受入市町村は、併せて</b>県に避難所の開設完了を報告する。</p> <p>（4）避難<b>指示</b>等の発令・避難開始（避難実施市町村）</p> <p>避難実施市町村は、<b>避難指示</b>を発令するとともに、広域避難開始を受入市町村及び県に連絡する。</p>	<p>2</p> <p>3</p>

(7) 避難状況の集約・関係機関で共有 (県)  
(省略)



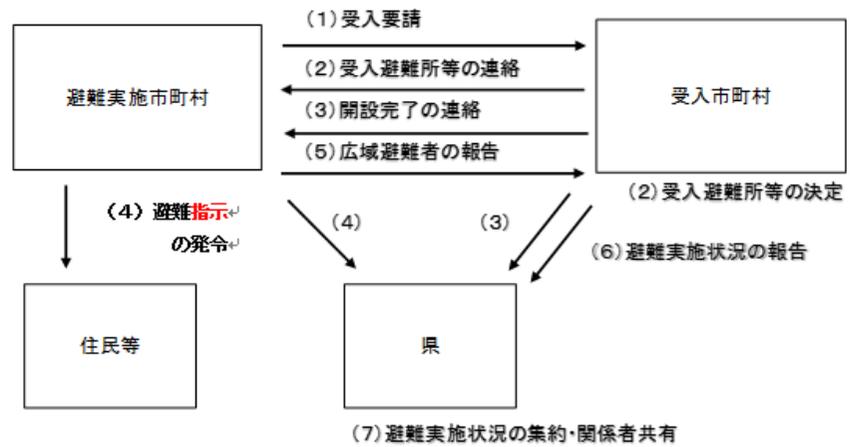
第3章 避難情報の段階的発令

避難実施市町村は、福岡管区気象台から発表される噴火警報（噴火警戒レベル）、火山の状況に関する（臨時）解説情報、降灰予報等を参考に、噴火前から段階的に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令する。

発令に当たっては、広域避難計画「第2編 第1章 基本方針 3 避難勧告等発令基準」及び「第2編 第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象エリア、避難勧告等の発令基準の整理」を参照すること。

噴火前（噴火警戒レベル4）、噴火前（噴火警戒レベル5）、噴火直後、噴火後の各段階において発令する避難情報とその対象範囲等を、表1に整理する。

(7) 避難状況の集約・関係機関で共有 (県)  
(省略)



第3章 避難情報の段階的発令

避難実施市町村は、福岡管区気象台から発表される噴火警報（噴火警戒レベル）、火山の状況に関する（臨時）解説情報、降灰予報等を参考に、噴火前から段階的に、**高齢者等避難、避難指示**を発令する。

発令に当たっては、広域避難計画「第2編 第1章 基本方針 3 避難勧告等発令基準」及び「第2編 第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象エリア、避難勧告等の発令基準の整理」を参照すること。

噴火前（噴火警戒レベル4）、噴火前（噴火警戒レベル5）・噴火直後、噴火後の各段階において発令する避難情報とその対象範囲等を表1に整理する。

<p>1 避難準備・高齢者等避難開始の発令対象範囲</p> <p>噴火警戒レベル4が発令された場合、避難準備・高齢者等避難開始を、影響想定範囲に対して発表する。なお、降灰及び降灰後土石流に関しては、降灰予報等、噴火前に得られる最新の情報をもとに対象範囲を設定する。</p> <p>なお、対象範囲外の住民に対しても、親戚・知人宅等への自主避難の呼びかけを行う。</p> <p>2 避難勧告等の発令対象範囲（噴火前又は噴火直後）</p> <p>噴火警戒レベル5が発表された場合や噴火警戒レベルの引き上げ前の突発的な噴火が発生した場合は、避難対象エリアを設定し、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」）を発令する。</p> <p>その際の避難対象エリアの考え方は、以下のとおり。</p> <p>（1）溶岩流</p> <p>溶岩流は、流下速度が比較的遅く、避難実施のための時間的猶予があることから、火口からの溶岩流の流出後、流下方向が明らかになった時点で、避難勧告等を発令する。</p> <p>（2）降灰</p> <p>降灰については、屋内退避を基本とするが、気象庁などの情報により、停電、断水等インフラへの影響の発生が懸念される場合、又は道路の通行に支障を生じ、道路啓開に長期間を要する可能性のある場合には、噴火前又は噴火直後にも避難勧告等を発令するものとする。</p> <p>この際の避難対象エリアは、図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内のうち、気象庁から発表される降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）で多量の降灰地域・小さな噴石の到達距離等を勘案し設定する。</p>	<p>1 高齢者等避難の発令対象範囲</p> <p>噴火警戒レベル4が発令された場合、<b>高齢者等避難</b>を影響想定範囲に対して<b>発令</b>する。なお、降灰及び降灰後土石流に関しては、降灰予報等、噴火前に得られる最新の情報をもとに<b>影響想定範囲</b>を設定する。</p> <p>なお、<b>影響想定範囲外</b>の住民に対しても、親戚・知人宅等への自主避難の呼びかけを行う。</p> <p>2 <b>避難指示</b>の発令対象範囲（噴火前又は噴火直後）</p> <p>噴火警戒レベル5が発表された場合や噴火警戒レベルの引き上げ前の突発的な噴火が発生した場合は、避難対象エリアを設定し、<b>避難指示</b>を発令する。</p> <p>その際の避難対象エリアの考え方は、以下のとおり。</p> <p>（1）溶岩流</p> <p>溶岩流は、流下速度が比較的遅く、避難実施のための時間的猶予があることから、火口からの溶岩流の流出後、流下方向が明らかになった時点で<b>避難対象エリアを設定し、避難指示</b>を発令する。</p> <p>（2）降灰</p> <p>降灰については、屋内退避を基本とするが、気象庁などの情報により、停電、断水等インフラへの影響が懸念される場合、又は道路の通行に支障を生じ、道路啓開に長期間を要する可能性のある場合には、噴火前又は噴火直後にも<b>避難指示</b>を発令するものとする。</p> <p>この場合の避難対象エリアは、図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内のうち、気象庁から発表される降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）で多量の降灰や小さな噴石の到達が予想される地域を勘案し設定する。</p>
---	--

<p>(3) 降灰後土石流</p> <p>図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内にある土石流危険溪流、土砂災害警戒区域のうち、降灰予報(速報)又は降灰予報(詳細)で多量の降灰が予想される範囲を避難対象エリアに設定する。</p> <p>3 避難勧告等の発令対象範囲(噴火後)</p> <p>(1) 溶岩流</p> <p>溶岩流については、噴火後、溶岩流の流下方向が明らかになった時点で、図2の流下方向の影響想定範囲を避難対象エリアに設定する。この際、国土交通省(九州地方整備局)が噴火後に実施する調査に基づく、リアルタイムハザードマップを参考にする。</p> <p>また、火災発生の有無、延焼の可能性を考慮するものとし、溶岩流により、孤立することが予想される地域も避難対象として考慮する。</p> <p>(2) 降灰</p> <p>停電、断水等インフラへの影響が発生している地域又は道路の通行に支障を生じ、道路啓開に長期間を要する可能性のある地域に対し、避難勧告等を発表する。</p> <p>この場合の避難対象エリアは、降灰量の観測結果、インフラへの影響状況、道路状況等を勘案して設定する。</p>	<p>なお、降灰により広域避難路までの道路が通行できず、自家用車での避難が困難になることが予想される地域は、降灰堆積厚10cm未満であっても避難対象エリアに設定する。</p> <p>(3) 降灰後土石流</p> <p>図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内にある土石流危険溪流、土砂災害警戒区域のうち、降灰予報(速報)又は降灰予報(詳細)で多量の降灰が予想される範囲を避難対象エリアに設定し、<b>気象庁が発表する気象情報で一定の降雨が見込まれる場合は、避難指示を発令する。</b></p> <p>3 <b>避難指示</b>の発令対象範囲(噴火後)</p> <p>(1) 溶岩流</p> <p>噴火後、溶岩流の流下方向が明らかになった時点で、図2の流下方向の影響想定範囲を避難対象エリアに設定し、避難指示を発令する。この場合、国土交通省(九州地方整備局)が噴火後に実施する調査に基づく、リアルタイムハザードマップを参考にする。</p> <p>また、火災発生の有無、延焼の可能性を考慮するものとし、<b>溶岩流の流下により道路が遮断され、孤立することが予想される地域も避難対象エリアに設定し、避難指示を発令する。</b></p> <p>(2) 降灰</p> <p>停電、断水等インフラへの影響が発生している地域又は道路の通行に支障を生じ、道路啓開に長期間を要する可能性のある地域に対し、<b>避難指示</b>を発表する。</p> <p>この場合の避難対象エリアは、降灰量の観測結果、インフラへの影響状況、道路状況等を勘案して設定する。</p>	5
---	---	---

(3) 降灰後土石流

噴火後、国土交通省（九州地方整備局）が降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報（土砂災害の被害が想定される区域に関する情報）を通知した場合は、その区域とする。

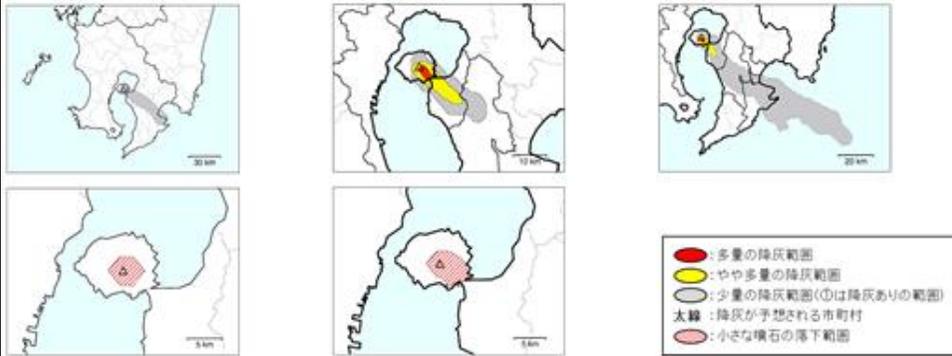


図3 降灰予報について ※気象庁 HP より

(3) 降灰後土石流

噴火後、国土交通省（九州地方整備局）が降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報（土砂災害の被害が想定される区域に関する情報）を通知した場合は、その区域を避難対象エリアに設定し、気象庁が発表する気象情報で被害が想定される雨量基準に達する降雨が見込まれる場合は、避難指示を発令する。

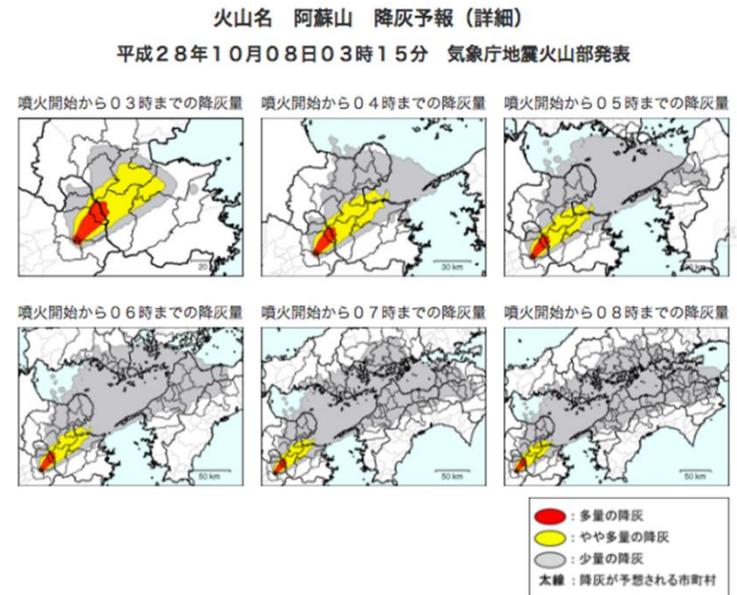


図3 降灰予報について ※気象庁 HP より

		溶岩流	降灰	降灰後土石流
噴火前 (L4)	発令 情報	避難準備・高齢者等避難開始	・避難準備・高齢者等避難開始 ・屋内退避準備の呼びかけ	避難準備・高齢者等避難開始
	対象 範囲 等	図2の溶岩流の影響想定範囲。	降灰予報(定時)により降灰が予想される範囲。 ・呼吸器疾患等により降灰による健康被害のおそれの高い者、避難行動要支援者は可能であれば避難。	図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の土石流危険渓流流域、土石流の土砂災害警戒区域で、降灰予報(定時)で降灰が予想される範囲。
噴火前 (L5) ・ 噴火直後	発令 情報	避難準備・高齢者等避難開始	・避難準備・高齢者等避難開始 ・屋内退避準備の呼びかけ ・避難勧告	・避難勧告
	対象 範囲 等	図2の溶岩流の影響想定範囲	・降灰予報(速報)又は降灰予報(詳細)で多量の降灰が予想される範囲、降灰が確認された地域に、避難準備・高齢者等避難開始の発令、屋内退避の呼びかけを実施。 ・気象庁などの情報により、噴火直後であっても、大量の降灰により、停電、断水等、ライフラインへの影響が懸念される場合、道路の通行に支障が生じ、道路啓開に長時間を要する可能性がある場合は、避難勧告を発令。 この際の対象範囲は、図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の一定の地域とし、気象庁から発表される降灰予報による多量の降灰地域・小さな噴石の到達距離等を勘案し設定。	図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の土石流危険渓流流域、土石流の土砂災害警戒区域のうち、降灰予報(速報)又は降灰予報(詳細)で多量の降灰が予想される範囲
噴火後	発令 情報	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	・避難指示(緊急)
	対象 範囲 等	・溶岩流の流下方向の影響想定範囲。国交省の噴火後の調査に基づく、リアルタイムハザードマップを参考にする。 ・火災発生の有無、延焼の可能性、溶岩流による孤立の可能性も考慮。	・停電、断水等、ライフラインへの影響が懸念される地域、道路の通行に支障が生じ、道路啓開に長時間を要する可能性がある地域。 ・対象範囲の設定に当たっては降灰予報(詳細)、観測結果、インフラへの影響の有無、道路状況を考慮。	噴火後、国土交通省が降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報(土砂災害の被害が想定される区域に関する情報)で示された区域。

表1 段階別の避難情報発令

		溶岩流	降灰	降灰に伴う土石流
噴火前 (L4)	発令 情報	高齢者等避難	・高齢者等避難 ・屋内退避準備の呼びかけ	高齢者等避難
	対象 範囲 等	図2の溶岩流の想定影響範囲。	降灰予報(定時)により降灰が予想される範囲。 ・呼吸器疾患等により降灰による健康被害のおそれの高い者、避難行動要支援者は可能であれば避難。	図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の土石流危険渓流流域及び土砂災害警戒区域のうち、降灰予報(定時)で降灰が予想される範囲。
噴火前 (L5) ・ 噴火直後	発令 情報	高齢者等避難	・高齢者等避難 ・屋内退避の呼びかけ ・避難指示	・避難指示
	対象 範囲 等	図2の溶岩流の想定影響範囲。	・降灰予報(速報)又は降灰予報(詳細)で多量の降灰が予想される範囲、及び降灰が確認された地域に高齢者等避難の発令、屋内退避の呼びかけを実施。 ・気象庁などの情報により、噴火直後であっても、大量の降灰により、停電、断水等、ライフラインへの影響が懸念される場合、又は道路の通行に支障が生じ、道路啓開に長時間を要する可能性がある場合は、避難指示を発令。 ・この場合の対象範囲は、図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内のうち、気象庁から発表される降灰予報による多量の降灰や小さな噴石の到達が予想される地域等を勘案し設定。	図2の降灰堆積厚10cmの想定範囲内の土石流危険渓流、土砂災害警戒区域のうち、降灰予報(速報)又は降灰予報(詳細)で多量の降灰が予想される範囲。
噴火後	発令 情報	避難指示	避難指示	避難指示
	対象 範囲 等	・溶岩流の流下方向の影響想定範囲とし、国土交通省が噴火後に実施する調査に基づく、リアルタイムハザードマップを参考にする。 ・火災発生の有無、延焼の可能性、溶岩流による孤立の可能性も考慮。	・停電、断水等、ライフラインへの影響が懸念される地域、又は道路の通行に支障が生じ、道路啓開に長時間を要する可能性がある地域。 ・対象範囲の設定に当たっては降灰予報(詳細)、観測結果、インフラへの影響の有無、道路状況等を考慮。	国土交通省が実施する降灰後土石流の発生危険度等についての緊急調査において、土砂災害緊急情報(土砂災害の被害が想定される区域に関する情報)として示された区域。

表1 段階別の避難情報発令

<p>第5章 受入先の検討</p> <p>1 自市町村内避難</p> <p>噴火警戒レベル4、5が発表され、住民避難が必要な場合、まずは自市町村内での避難を検討する。</p> <p>ただし、火山の活動状況や道路状況を総合的に勘案し、広域避難を実施する。</p> <p>2 火口周辺市町村内避難</p> <p>広域避難を実施する場合、原則として、火口周辺市町村への避難を検討する。</p> <p>火口周辺市町村内への避難は、阿蘇山における防災対策を一体として行う阿蘇火山防災会議協議会構成市町村間での避難であることから、自市町村内避難に準じた取扱いとし、本計画に詳細は記載しない。</p>	<p>第5章 受入先の検討</p> <p>1 自市町村内避難</p> <p>噴火警戒レベル4、5が発表され、住民避難が必要な場合、まずは自市町村内での避難を検討するため、<b>避難対象エリアの設定に基づき自市町村内の避難可能な指定避難所を決定する。</b>その上で、当該避難所の収容人数を避難対象者が上回る場合、広域避難を実施する。</p> <p>ただし、火山の活動状況や道路状況、<b>避難対象エリアの日常の生活圏</b>を総合的に勘案し、<b>地域によっては、自市町村内避難をせず、広域避難を実施する場合もある。</b></p> <p>2 火口周辺市町村避難</p> <p>広域避難を実施する場合、原則として、火口周辺市町村への避難を検討する。</p> <p><b>ただし、火山の活動状況や道路状況、避難対象エリアの日常の生活圏等を総合的に勘案し、地域によっては、火口周辺市町村ではなく外輪山周辺市町村への避難を実施する場合もある。</b></p> <p>火口周辺市町村への避難は、阿蘇山における防災対策を一体として行う阿蘇火山防災会議協議会構成市町村間での避難であることから、自市町村内避難に準じた取扱いとし、本計画に詳細は記載しない。</p>	<p>9</p>
---	---	----------

3 外輪山周辺市町村避難

(1) 受入市町村の決定

(省略)

火口周辺市町村	受入市町村
阿蘇市	菊池市、大津町、南小国町、小国町、産山村
南阿蘇村	大津町、西原村、山都町
高森町	山都町

表2 火口周辺市町村と受入市町村

(2) 受入避難所、一時集結地の決定

(省略)

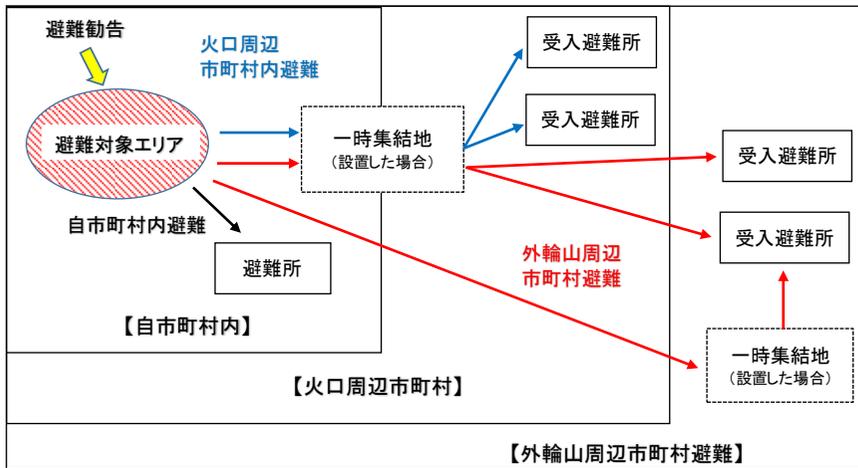


図4 広域避難イメージ

3 外輪山周辺市町村避難

(1) 受入市町村の決定

(省略)

火口周辺市町村	受入市町村
阿蘇市	菊池市、大津町、南小国町、小国町、産山村、大分県竹田市
南阿蘇村	大津町、西原村
高森町	山都町、大分県竹田市、宮崎県高千穂町

表2 火口周辺市町村と受入市町村

(2) 受入避難所、一時集結地の決定

(省略)

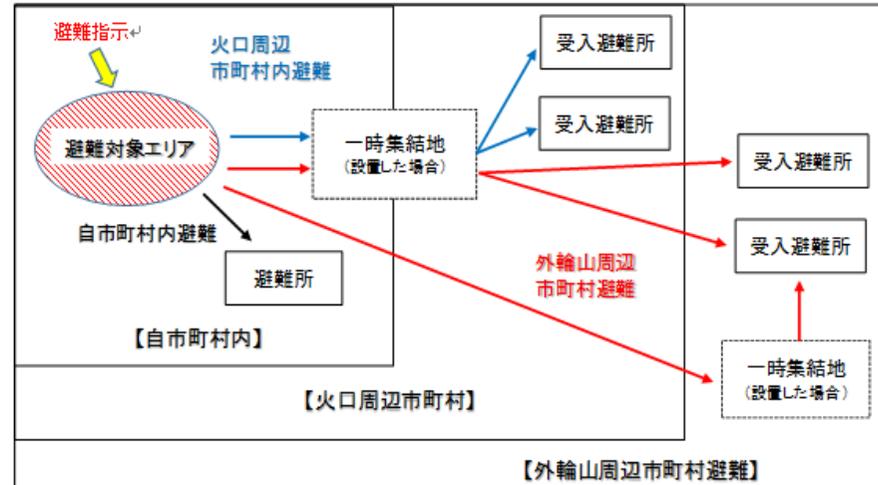


図4 広域避難イメージ

<p><b>第3編 広域避難対策</b></p> <p>第2章 広域避難路の指定及び確保</p> <p>2 広域避難路の確保</p> <p>(1) 情報共有</p> <p>避難実施市町村は、広域避難路を決定した場合には、県、警察及び関係機関と情報共有を行う。また、降灰等により広域避難路の通行が困難となる場合に備えて、関係機関と代替路を検討する。</p> <p>(2) 避難誘導等</p> <p>エ 道路管理者の対応事項</p> <p>道路管理者は、必要な交通規制、応急復旧を行う。交通規制情報、復旧状況を関係機関で共有する。</p> <p>第4章 避難者の輸送</p> <p>1 避難実施市町村の対応</p> <p>(2) 噴火警戒レベル4発表時</p> <p>避難実施市町村は、噴火警戒レベル4が発表された時点で、避難準備・高齢者等避難開始を発令することから、バス等の乗車場所を決定し、当該乗車場所の周知を行う。併せて、広域避難実施時の避難者の輸送に備えて輸送事業者への輸送車両の準備要請を行う。</p>	<p><b>第3編 広域避難対策</b></p> <p>第2章 広域避難路の指定及び確保</p> <p>2 広域避難路の確保</p> <p>(1) 情報共有等</p> <p>避難実施市町村は、広域避難路を決定した場合には、県、警察及び関係機関と情報共有を行い、<b>必要に応じて、道路管理者に広域避難路の道路啓開を要請する</b>。また、降灰等により広域避難路の通行が困難となる場合に備えて、関係機関と代替路を検討する。</p> <p>(2) 避難誘導等</p> <p>エ 道路管理者の対応事項</p> <p>道路管理者は、<b>広域避難路の道路啓開を行うとともに</b>、必要な交通規制、応急復旧を行う。また、交通規制情報、復旧状況を関係機関で共有する。</p> <p>第4章 避難者の輸送</p> <p>1 避難実施市町村の対応</p> <p>(2) 噴火警戒レベル4発表時</p> <p>避難実施市町村は、噴火警戒レベル4が発表された時点で、<b>高齢者等避難</b>を発令することから、<b>広域避難の実施に備え</b>、バス等の乗車場所を決定し、<b>当該乗車場所の周知</b>を行う。併せて、<b>県に対して</b>、輸送車両の準備要請を行う。</p>	<p>1 2</p> <p>1 3</p> <p>1 4</p>
--	--	----------------------------------

<p>第5章 避難行動要支援者等への伊南支援</p> <p>1 避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(3) 噴火警戒レベル4</p> <p>避難実施市町村は、噴火警戒レベル4が発表された時点で、避難準備・高齢者等避難開始を発令することから、以下の対応を行う。</p> <p><b>第5編 継続検討事項</b></p> <p>第1章 避難長期化対策</p> <p>(省略)</p> <p>第2章 家畜対策</p> <p>(省略)</p> <p>第3章 観光客等一時滞在者の避難対策</p> <p>(省略)</p>	<p>第5章 避難行動要支援者等への伊南支援</p> <p>1 避難行動要支援者への避難支援</p> <p>(3) 噴火警戒レベル4</p> <p>避難実施市町村は、噴火警戒レベル4が発表された時点で、<b>高齢者等避難</b>を発令することから、以下の対応を行う。</p> <p><b>第5編 家畜対策</b></p> <p>第1章 避難実施市町村の対応</p> <p>1 平常時</p> <p>(1) 実態把握</p> <p>避難実施市町村は、各市町村の畜産事業者の実態把握（事業者数、地区種別頭羽数）を行う。</p> <p>(2) 事前対策の推進</p> <p>避難実施市町村は、県、生産者団体と協力し、畜産事業者に対し、以下のような事前対策の実施について指導を行う。</p> <p>ア 火山防災マップ等を確認し、各経営における圃場や施設がどのような災害の危険性があるか把握すること。</p> <p>イ 家畜の避難先や避難経路を予め検討し、避難候補先から予め避難の協力について了解を得ること。</p> <p>ウ 飼料や燃料の備蓄に努めること（最低1週間分）。</p> <p>2 噴火警戒レベル2又は3</p> <p>避難実施市町村は、火山活動の状況について、畜産事業者等に対し情報提供を行う。</p>	<p>15</p> <p>18</p>
---	---	---------------------

	<p>3 噴火警戒レベル4以上</p> <p>(1) 人命優先の徹底  避難実施市町村は、避難指示等を発令した場合、人命を守るための行動を最優先するよう、畜産事業者に対し周知徹底する。</p> <p>(2) 被害拡大防止のための対策  避難実施市町村は、避難までに時間的余裕がある場合は、畜産事業者等に対し、しばらく飼養管理作業ができない可能性を考慮し、給水槽を満水にする、飼料を多めに給与するなどの対応を行うよう呼びかけを行う。</p> <p>(3) 避難が長期化することが想定される場合  避難実施市町村は、県や生産者団体等と連携し、安全に配慮しつつ、付近の公共牧場等に家畜を移動させることを検討する。</p> <p>2 県の対応  県は、生産者団体等とともに、避難実施市町村が行う市町村の事前対策や被害拡大防止のための対策の推進を支援する。  また、家畜を移動する場合の輸送手段の確保を支援する。</p> <p><b>第6編 継続検討事項</b></p> <p>第1章 避難長期化対策  (省略)</p> <p>第2章 観光客等一時滞在者の避難対策  (省略)</p>	<p>19</p>
--	---	-----------